

第3次岩国市総合計画後期基本計画策定支援業務

仕 様 書

岩 国 市

目 次

	ページ
第1章 総 則	2
第1条 仕様書の適用	2
第2条 策定支援業務の概要	4
第2章 第3次岩国市総合計画後期基本計画策定支援業務の内容	5
第1条 業務の具体的な内容	5
第2条 その他	8

第1章 総 則

第1条 仕様書の適用

本仕様書は、岩国市（以下「本市」という。）が発注する第3次岩国市総合計画後期基本計画策定支援業務に適用する。

なお、本仕様書に記載のない項目で、業務の性質上、当然必要と思われる事項については、受託者の責任において全て完備しなければならない。

(1) 業務名称

第3次岩国市総合計画後期基本計画策定支援業務

(2) 業務場所

岩国市全域

(3) 業務期間

業務委託契約締結日から令和10年3月31日まで

(4) 疑義

本仕様書又は業務施行中に疑義が生じた場合は、受託者は本市と協議し、その指示に従うものとする。

(5) 変更

本仕様書については、原則として、変更は認めないものとする。ただし、本市の指示等により変更する場合は、この限りでない。

業務期間中、本仕様書に不備等が発見された場合は、趣旨を損なわない限度において、本市の指示又は承認を得て、業務施行に対する改善変更を受託者の負担において行うものとする。

(6) 保証期間

本業務により引渡しを受けた成果品の保証期間は、業務期間満了後1年間とし、当該期間中に成果品が契約不適合であることが明らかとなった場合は、受託者の負担において速やかに必要な措置を講じなければならない。

(7) 検査

成果報告の検査は、本市の立会いのもとで行うこと。

(8) 関係法令の遵守

本業務の施行に当たっては、関係法令、県及び市の条例、規則等を遵守しなければならない。

(9) 業務担当者

受託者は、本業務を実施するに当たり、業務を行う担当者（以下「担当者」という。）として次の条件を満たす者を選ばなければならない。また、契約後に担当者が次の条件を満たしていないと本市が判断した場合、受託者は、担当者の変更等、誠実な対応をとらなければならない。

① 本市の業務を遂行する上で支障を来すほど、他の業務の担当をしていないこと。

② 総合計画等の策定に精通しており、計画策定業務に携わった経験がある者又は経験のある者から適切なサポートを受けることのできる者であること。

(10) 提出図書

① 業務施行中に係るもの

図書は、本業務の進捗状況に合わせて、必要書類を紙及びデータ（エクセル又はワードで作成したデータ及びPDF化したもの）で提出するものとする。

また、次の提出時期の詳細、部数については、随時、協議を行い調整する。

ア 社会潮流及び岩国市の現況分析 … 提出期限：令和9年4月中旬

イ 第3次岩国市総合計画前期基本計画の評価・検証結果

… 提出期限：令和9年5月中旬

ウ 市民満足度調査の分析結果 … 提出期限：令和9年5月中旬

エ 後期基本計画策定に向けたアンケート調査分析結果

… 提出期限：令和9年6月中旬

オ 市民提言の分析結果 … 提出期限：令和9年5月中旬

カ 後期基本計画（素案） … 提出期限：令和9年7月下旬

キ 後期基本計画（パブリックコメント案） … 提出期限：令和9年10月中旬

ク 岩国市人口ビジョン（改定版印刷原稿） … 提出期限：令和10年2月下旬

ケ 後期基本計画（本冊印刷原稿） … 提出期限：令和10年2月下旬

コ 後期基本計画（概要版印刷原稿） … 提出期限：令和10年2月下旬

サ その他、業務に必要な帳票等

※ 上記のク、ケ、コについては、紙ベースの見本のほか、印刷業者にそのまま発注できる状態の完全電子データ（PDF）を納品すること。

② 完成図書に係るもの

図書は、次の資料についてファイルに綴じ込んだものを、2部提出すること。

なお、仕様については、原則としてA4判（必要に応じてA3判折り込み可）とし、エクセル又はワードで作成したデータ及びPDF化したものを、電子媒体（CD-ROM）で添付すること。

ア 第3次岩国市総合計画後期基本計画

イ 第3次岩国市総合計画後期基本計画（概要版）

ウ 岩国市人口ビジョン（改訂版）

エ 業務報告書

オ ①における各種提出図書

カ その他、参照データ及び業務に関連する基礎データ、帳票等

※ 上記のア、イ、ウについては、ホームページに掲載可能な電子データ（PDF）及び本市で編集可能な電子データ（形式は要協議）を、カについては、編集可能な電子データ（形式は要協議）も納品すること。

(11) その他

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

第2条 策定支援業務の概要

策定支援業務の概要は、次のとおりとする。

1 業務の目的

本業務は、令和5年3月に策定した第3次岩国市総合計画（基本構想及び前期基本計画）を受けて、令和10年度を初年度とする第3次岩国市総合計画後期基本計画の策定に際し、市民の意見等を踏まえ、本市における現状や課題を整理し、前期基本計画等の評価、検証を行うとともに、各種計画の内容との調整を行うなど、本市が後期基本計画を策定するための支援を行うもの。

2 計画の構成及び期間

計画の構成 序論、後期基本計画、参考資料編

計画の期間 令和10年度から令和14年度までの5年間

3 業務の内容

- (1) 現況調査
- (2) 第3次岩国市総合計画前期基本計画の評価・検証
- (3) 市民意向調査及び分析
- (4) 市民提言（公募）の分析等
- (5) 総合計画策定本部会議、総合計画検討会等の運営支援及び意見集約
- (6) 第3次岩国市総合計画後期基本計画（素案）の作成
- (7) パブリックコメントの分析等
- (8) 第3次岩国市総合計画後期基本計画の編集
- (9) 議会等説明資料の作成支援
- (10) その他、総合計画の策定に関して必要な業務

4 成果品の納品

第1条第10号に記載の提出図書

※ 本業務の受託範囲は、上記項目及びこれに関連する事項の責任施行とする。

なお、上記調査・分析等に必要な本市所有のデータは、本市がこれを受託者に提供し、受託者は当該データ及びこれを加工したものの全てを業務完了後に本市に返却しなければならない。

その他、本業務に係る成果品等の著作権は、全て本市に帰属するものとする。

第2章 第3次岩国市総合計画後期基本計画策定支援業務の内容

第1条 業務の具体的な内容

第3次岩国市総合計画後期基本計画策定に係る具体的な支援業務の内容は、次のとおりとする。

なお、人口ビジョンの策定について、国等により助言等が示された場合には、助言等に沿って業務を行うこと。

(1) 現況調査

① 社会潮流の把握

国、県の計画等を参考に社会経済情勢等について現状把握を行い、資料を作成すること。

② 岩国市の現況分析

上記社会潮流を踏まえ、統計資料等により、本市の現況や特性、第3次岩国市総合計画前期基本計画策定時からの環境の変化等について把握し、資料を作成すること。

③ 将来人口推計の実施

将来人口推計について、国立社会保障・人口問題研究所の推計をベースに、本市の現況や(3)③④に掲げるアンケートから、市民の定住希望や結婚・出産希望を把握・反映した上で「岩国市人口ビジョン」の改訂を行い、総合計画にはこの数値を採用し作成すること。

なお、推計に当たっては、地域別（旧市町村単位）の推計も行うこと。

(2) 第3次岩国市総合計画前期基本計画の評価・検証

第3次岩国市総合計画の前期基本計画に位置付けている施策や達成度を測る指標などの評価・検証を行い、成果や進捗状況、課題等を把握すること。

なお、評価・検証後は、報告書を作成するものとする。

(3) 市民意向調査及び分析

① 市民満足度調査の分析

市が別に実施する市民満足度調査の分析を行うこと。

② 後期基本計画策定に向けたアンケート調査及び分析

後期基本計画の策定に向けて、市民意向を把握するアンケート調査を実施し、結果を分析すること。

なお、アンケート調査の概要は次のとおりとし、結果については報告書を作成するものとする。

（市民意向を把握するアンケート）

対象	18歳以上の岩国市民（地域別の分析に必要な一定件数を確保しつつ、地域ごとの抽出率を設定した上で、無作為抽出）
票数	3,000票

調査方法	郵送配布・郵送回収、インターネットによる回答
業務委託 範囲	アンケート調査票、市PR資料及び発送・返信用封筒の作成・印刷
	アンケート等の封入・封緘、宛名ラベルの貼付け
	アンケートの郵送配布及び回収
	インターネットによる回答画面及びサイトの作成
	アンケートの集計・分析、報告書作成
備考	調査対象者の抽出及び宛名ラベルの作成・印刷は、市が行う。ただし、宛名ラベルは市が指定した形式のものを受託者が準備する。 アンケートの発送・返信に係る郵送料は、受託者が負担する。

③ 高校生の定住と就業に関するアンケート調査及び分析

市内の高校に通う高校3年生を対象に、高校生の定住と就業に関する意向を把握するため、アンケート調査の実施及び結果の分析を行い、その結果を「岩国市人口ビジョン」の改訂に反映すること。

なお、アンケート調査の概要は次のとおりとし、結果については報告書を作成するものとする。

(高校生の定住と就業に関するアンケート)

対象	市内の高校に通う高校3年生
票数	1,000 票
調査方法	市が各高校に手渡し、回収を行う。
業務委託 範囲	アンケート調査票の作成
	アンケートの集計・分析・報告書作成

④ 市民の定住希望、結婚・出産希望に関するアンケート調査及び分析

市民の結婚・出産・子育ての意向を把握するためのアンケート調査の実施及び結果の分析を行い、その結果を「岩国市人口ビジョン」の改訂に反映すること。

なお、アンケート調査の概要は次のとおりとし、結果については報告書を作成するものとする。

(市民の定住希望、結婚・出産希望に関するアンケート)

対象	18 歳以上 49 歳以下の岩国市民を無作為抽出
票数	1,500 票
調査方法	郵送配布・郵送回収、インターネットによる回答
業務委託 範囲	アンケート調査票及び発送・返信用封筒の作成・印刷
	アンケート等の封入・封緘、宛名ラベルの貼付け
	アンケートの郵送配布及び回収
	インターネットによる回答画面及びサイトの作成
	アンケートの集計・分析、報告書作成
備考	調査対象者の抽出及び宛名ラベルの作成・印刷は、市が行う。ただし、宛名ラベルは市が指定した形式のものを受託者が準備する。 アンケートの発送・返信に係る郵送料は、受託者が負担する。

(4) 市民提言（公募）の分析等

後期基本計画の策定のため市ホームページや広報いわくに等で公募を行う市民提言の募集要項（案）の作成及び提出された提言についての分析を行い、報告書を作成すること。

(5) 総合計画策定本部会議、総合計画検討会等の運営支援及び意見集約

- ① 庁内の総合計画策定組織である総合計画策定本部会議の実施に向けた支援（５回程度）及び出席（１回程度出席）並びに総合計画策定本部会議の実施に向けた資料作成、意見集約等を行う。※開催回数については、状況に応じて変更があるものとする。
- ② 民間から意見や助言等を求めるために行う総合計画検討会の実施に向けた支援（５回程度）及び出席（全て出席）並びに総合計画検討会の実施に向けた資料作成、意見集約、議事録作成等を行う。※開催回数については、状況に応じて変更があるものとする。
- ③ 関係所属との協議・検討資料の作成支援及び意見集約などの資料整理を行う。

(6) 第３次岩国市総合計画後期基本計画（素案）の作成

① 序論（素案）の作成

各種現況調査、意向調査結果等を踏まえ、本市の各種現状、課題等を整理した序論を作成すること。

※ 原則、基本構想の変更は行わない。ただし、将来人口推計の数値等の時点修正を行う場合、修正方法等は、別途協議することとする。

② 後期基本計画（素案）の作成

基本構想に基づき、施策の体系を具体化するとともに、各課への施策照会を実施し、第３次岩国市総合計画前期基本計画の検証も踏まえ、具体的な施策内容や数値目標等を定めた後期基本計画を作成すること。

※ 前期基本計画の「達成度を測る指標」は踏襲するが、必要に応じ項目の追加・変更や目標値の変更等を行う。

③ 参考資料編の作成

用語説明をはじめ、必要な事項を掲載した参考資料編を作成すること。

(7) パブリックコメントの分析等

パブリックコメントの実施に向けて、市民に提示する後期基本計画（素案）を作成するとともに、提出された意見の整理分析及び回答（案）作成の助言を行うこと。

(8) 第３次岩国市総合計画後期基本計画の編集

① 後期基本計画（本冊印刷原稿）の作成

後期基本計画（本冊）の編集に当たっては、イラストや写真、図表を活用し、市民に見やすく分かりやすいものとする。

② 後期基本計画（概要版印刷原稿）の作成

後期基本計画（概要版）の編集に当たっては、イラストなどを多く用いるなど、小・中学生、高校生を念頭に、分かりやすく親しみやすいものとする。

(9) 議会等説明資料の作成支援

必要に応じ、随時、議会等への説明資料の作成支援を行うこと。

(10) その他、総合計画の策定に関して必要な業務

- ① 上記の実施に当たり、効果的・効率的な手法等がある場合は、積極的に提案を行うこと。
- ② 業務の進捗に応じて、市との打合せ協議を適宜実施するとともに、協議録を速やかに作成し、相互確認の上、市へ提出すること。

第2条 その他

(1) 業務実施に当たっての留意事項

- ① 基本構想・前期基本計画との整合を図りながら、実効性に富み、オリジナリティーのある計画とすること。
- ② 総合的な行政効果が発揮できるよう、本市が策定した分野別個別計画との相互関連性や整合性を図った計画づくりを行うこと。
- ③ 本市の国土強靱化地域計画の策定（改訂）動向に合わせ、後期基本計画の体系及び内容を調整すること。
- ④ 国・県の計画及び施策と整合を図ること。
- ⑤ 市の各施策とSDGsの各GOALとの関連を整理し盛り込むこと。
- ⑥ 人口の将来推計については、根拠数値や推計方法についての考え方、推計過程などについて議会や市民等に説明できるよう資料の作成・整理を行うこと。

(2) その他事項

- ① 本業務の成果品は、全て本市に属するものとし、本市の承認を得ないで他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。
- ② 本業務を履行するに当たっては、個人情報 を適正に取り扱い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報取扱特記事項に従うものとする。また、本業務の実施により、他人に損害を与えた場合は、受託者は直ちに本市に報告するとともに、その責任において速やかに損害賠償及び信頼の回復に努めるものとする。
- ③ 本業務の遂行により知り得た情報を、市の承認を得ず第三者に漏らしてはならない。また、本業務完了後においても同様とする。